

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

693-731

事務事業名	文化財保護事業補助金				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	教育委員会	課等名	生涯学習・スポーツ課		包含する細々目	1	10	5	3	10	3	1,150
政策	6 地域の自然・歴史・文化を活かし続けるまちづくり											
施策	63 地域資産の保存継承											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		関連計画条例等	文化財保護法 県文化財保護条例 飯田市文化財保護条例・同施行規則 飯田市文化財保護事業補助金交付要項					
		事業期間		年度～		年度						

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	国・県・市指定文化財	国・県・市指定文化財数(件)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度	23年度以前に終了は終了年度とする	
			132			
			現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		
目的の記述	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)			
	所有者の負担を軽減し、適切に保存・管理事業を行う。	保護事業を実施した指定文化財数(件)	18目標	1	最終目標	
			18実績	1	19目標	3
			23目標	2	23実績	
			18目標		最終目標	
			18実績		19目標	
		23目標		23実績		

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	指定文化財の管理及び保護のために行う修繕等の補助金を交付する。指定文化財の保護事業のうち、文化財保護法の規定による国の補助金の交付を受けた事業。長野県文化財保護条例および補助金交付規則の規定による県の補助金交付を受けた事業。飯田市文化財保護条例の規定による指定文化財の管理及び保護のために行う事業について、飯田市文化財保護事業補助金交付要綱に基づき補助する事業である。文化財の所有者が事業主体となって行う指定文化財の保存のために行う修理及び災害復旧事業並びに環境整備事業。指定文化財の保護のために行う防災上の工事及び修理並びに災害復旧事業に対し、補助金を交付する。国・県教育委員会の指導を受けながら所有者・事業者と協働して事業を行う。	・高岡1号古墳(県史跡)の環境整備事業(300千円) 18年度の実績 ・高岡1号古墳(県史跡)の環境整備事業 250千円 (18年度からの継続) ・市有形文化財、史跡等 修理工事 900千円 堀家の墓所 久堅神社天神社本殿 ・指定文化財の現況調査を実施し、保護処置の可否判断を行い、維持管理計画を策定する。 19年度計画	保護事業を実施した文化財の数(件)	1

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他	0	
一般財源	300	1,150	
事業費計(A)	300	1,150	
人件費	正規職員所要時間	18年度 150	19年度 500
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	536	1,788
	トータルコストA+B	836	2,938

特定財源内訳や補足事項	
-------------	--

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	地域資産が保存、継承される	保存・継承されている地域資産の数(累計)	現状値	436	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	520
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
		22実績		23目標		

<p>この事業を開始したきっかけ</p> <p>平成元年に飯田市文化財保護補助金交付要綱が施行されたことによる。</p>	<p>事業を取り巻く状況の変化</p> <p>・指定文化財の環境整備に関しては、県・市の補助制度があるが、県の財政改革により、国補助の高上げが凍結されているほか、県指定文化財に対する補助についても減額されてきている。 ・過疎化や少子高齢化の進行により、文化財の保存・伝承が困難なケースが増加しつつある。</p>	<p>事業に対する市民や議会の意見</p> <p>文化財の所有者個人による保存継承の努力や、地元住民による保存事業等が進められている。しかし、指定文化財の管理については、所有者に負担を求めているが、その軽減を求められている。</p>
---	--	---

【See】18年度の振り返り

<p>目的 妥当性 評価</p>	<p>この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？</p>	<p>(評価) 結びつく (その理由) 地域資産を活用される状態に保つことができ、保存・継承につながる。また、学習・啓蒙活動や協働作業により地育力を高め、地域の資産を地域で伝承していく愛護の精神を涵養できる。</p>	<p>有効性 評価</p>	<p>成果をさらに向上させる余地はありますか？</p>	<p>(評価) 余地がある (その理由) 文化財の状況を考慮した計画性を持つ必要がある。</p>
	<p>対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？</p>	<p>(評価) 必要性がある (その理由) 第5次基本構想・基本計画で、地域資産を発見・調査研究して市民の資産を増やすことも意図しており、今後資産の保存継承の取り組みが増加することが考えられるため、拡大の必要がある。</p>		<p>廃止・休止した場合の影響はありますか？</p>	<p>(評価) 影響あり (その理由) 適切な保護が図れず、地域資産の損失を招く。</p>
	<p>意図の見直しの必要性はありますか？</p>	<p>(評価) 必要性がない (その理由) 文化財保護法・県文化財保護条例・市文化財保護条例にもとづく国民共有財産である文化財を保存・継承するための意図であり、見直しの必要性はない。</p>		<p>他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？</p>	<p>(評価) 類似事業なし (類似事業名、理由)</p>
	<p>市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)</p>	<p>(評価) 必要ある (その理由) 文化財保護法・県文化財保護条例・市文化財保護条例にもとづく国民共有財産である文化財の保護については市の関与が必要である。</p>		<p>効率性 評価</p> <p>成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？</p>	<p>(評価) 不可能 (その理由) 必要最低限の費用で実施している。</p>
			<p>公平性 評価</p>	<p>受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？</p>	<p>(評価) 妥当である (受益者とその理由) ・受益者は市民および国民である。 ・所有者にも負担を求めており、その負担を軽減するために補助金の措置がある。</p>

【Plan】改革改善

<p>今後の事業の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 現状維持</p> <p>実施年度 具体化</p>	<p>何を、いつまでにどうするのかの改革改善案</p> <p>文化財パトロールを年2回実施し、緊急性の高いものや、所有者・地元の環境が整ったものから年次計画に搭載し、支援を行なう。</p> <p>上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法</p> <p>自然災害等の要因から、突発的な対応が求められることが想定される。この場合、関係者との協議により、速やかな対応をす</p>
---	--

【補足事項環境側面】

<p>(1) 環境影響評価の必要性判断</p>	<p>必要性がない</p>	<p>(2) 必要性な場合の実施事由</p>
<p>(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？</p>		

【指摘事項】

<p>施策マネジメント会議</p>	
<p>施策評価会議</p>	
<p>第5次基本構想基本計画推進委員会</p>	